奥州市ICT支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

（別紙３「提案審査要領」）

令和８年11月２日

奥州市教育委員会事務局学校教育課

第１　総則

提案書等の審査は、奥州市ICT支援業務の最終的な目的に鑑み、価格評価、提案書及びプレゼンテーション評価の総合審査とし、次の方法によって行う。

１　審査体制

業務担当課を中心とした「奥州市ICT支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行う。

委員会の設置、運営に当たっては、別に設置要領を定め、構成、委員会の事務及び会議その他を定める。

２　評価者

評価者は、上記設置要領に基づく委員会による。なお、委員への不正な接触等を防止するため、同設置要領はプロポーザルの終了まで非公開とする。

３　評点

評価は、以下のとおりの評点により実施する。

(1) 各評価に点数をつけ、500点を満点として評価を実施する。評価点の最も高い者を上位者とする。

(2) 配点は、以下のとおりとする。

評価項目	配点
価格評価	100点
提案書及びプレゼンテーション	400点
合計	500点

(3) 小数点以下の端数が発生した場合は、評価ごとに切り捨てるものとする。

(4) 同点となった場合は、プレゼンテーション評価の高い者の順により上位者を決定する。

(5) 全ての点数が同一である場合は、くじ引により上位者を決定する。

４　欠格等

欠格等は、以下のとおり取り扱う。

評価の点数に関わらず、「公募型プロポーザル実施要領」の定めによって辞退をした者及び失格となった者は、その後の評価を受けることはできない。

第２　評価方法

各評価における評価の方法は、次のとおりとする。

１　価格評価

価格評価（配分：20%）は、以下による。

(1) 見積書に記載の提案金額が、提案上限額を超える場合は失格とする。

(2) 提案のうち、提案金額が最も低い提案（最低金額）を満点（100点）とする。

(3) 次点以降は、以下の式により評価点を算出する。
式　評価点　＝　100 ×　（最低金額 ÷ 提案金額）
※評価点の小数点以下は切り捨てる。

例. 最低金額が45,000千円の場合

	A社（最低金額）	B社	C社
提案金額	45,000,000円	60,000,000円	65,450,000円
評価点	100点	75点	68点

２　提案書及びプレゼンテーション評価
提案書及びプレゼンテーション評価（配分：80%）は、以下による。
(1) 委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行う。
(2) 各委員は、以下の項目について、別途定める「提案評価基準」により評価を行う。

No.	評価項目	配点
1	実績評価	50 点
2	業務執行体制	25 点
3	セキュリティの確保	25 点
4	実施方針	50 点
5	支援内容（授業支援）	50 点
6	支援内容（校務支援）	50 点
7	支援内容（研修支援）	25 点
8	支援内容（障害対応支援）	25 点
9	支援内容（その他支援）	25 点
10	管理体制	50 点
11	独自提案	25 点
合計		400 点

(3) 各委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、項目ごとに以下に従って評価を行い、各項目の得点を最良評価の得点（４点）で除し、配点を乗じたものを評価点とし、評価点合計を提案書及びプレゼンテーション評価の得点とする。
※項目ごとに評価点の小数点以下は切り捨てる。

【評価要領】項目ごとにいずれかの評価を行う。
４：優れている。基準を上回っている。非常に説得力又は魅力的な説明である。
３：普通。必要なことは説明されている。十分な説明である。
２：劣っている。基準を下回っている。趣旨や根拠の説明が不十分である。
１：著しく劣っている。言及がない。提案書と食い違っておりその説明がない。

(4) プレゼンテーションは、各委員が評価を行い、その平均値を委員会の評価とする。審査の当日に委員が欠けた場合も同様とする。
(5) 全ての参加者の審査が終了後、各委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
(6) 「提案書評価基準」及び選定に係る資料は全て非公開とする。